

N D S 株式会社定款

昭和 29 年 5 月 制定
平成 28 年 10 月 1 日改正

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、N D S 株式会社と称し、英文では N D S C O . , L T D . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は国内および国外において、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気通信設備、電気設備および付帯設備の建設、保守および修理加工
- (2) 土木、建築、上下水道、空調給排水設備、環境保全設備、その他工作物の建設、保守および修理加工
- (3) 太陽光発電装置の施工、販売
- (4) 太陽光発電等による電気の供給・販売
- (5) 蓄電池設備、発電機設備の販売および設置・保守
- (6) 電気通信回線サービスの再販等による電気通信事業
- (7) 情報処理に関する業務
- (8) 前各号に関連する測量、設計、コンサルティング業務
- (9) 電話交換機、通信端末機器、通信工事用機工具、工事用資材、事務機器、各種電子および電気機械器具部品の製造、販売および賃貸
- (10) 不動産の売買、交換、賃貸借ならびにこれらの媒介および代理業務
- (11) 不動産の管理、鑑定評価およびコンサルティング業務
- (12) 投資信託および投資法人に関する法律に基づく投資信託業務
- (13) 不動産投資顧問業
- (14) 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
- (15) 高齢者専用賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理
- (16) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業
- (17) 高齢者介護を支援する監視システムの開発、販売、管理
- (18) コンピュータ等の技術教室、文化教室の経営
- (19) 通信設備およびプログラムの設計作成に伴う技術指導
- (20) 貨物自動車運送業および貨物運送取扱業ならびに普通倉庫業
- (21) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業

- (22) 前各号に関連する文献の蒐集および出版
- (23) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,283万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての株主の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当

てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の買増し)

第 10 条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要の都度招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 15 条** 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定

めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがあるときの他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに

あたる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対しこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第23条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(代表取締役および役付取締役)

- 第24条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役の報酬等)

- 第25条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

- 第26条** 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

- 第27条** 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第28条** 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第29条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対しこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役（常勤監査役である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、年額報酬の2年分の合計金額または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 期末配当金および中間配当金には利息をつけない。